

# 産業建設常任委員会記録

令和4年12月20日

【開催日】 令和4年12月20日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時47分～午後5時17分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【執行部出席者】

経済部長	辻村征宏	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林係長	山口大造		

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める  
請願書に係る経過報告について

---

午後4時47分 開会

---

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を開会します。審査内容につきましては、お手元にあるとおり、9月定例会で採択しました「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書」に係る経過報告についてです。執行部に求めたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、お疲れ様です。農林水産課の川崎です。よろしくお願ひします。それでは、請願に係る9月以降の取組について御説明します。まず、連絡窓口を分かりやすく、連絡したらすぐ対応す

ることについて、通報を受け付ける際に、住所、氏名、連絡先、出没場所等、必要な項目を確認しておりますが、様式がなかったので、通報連絡表を作成しました。9月に森山委員から提案のありました、県のホームページのリンクを張ってはどうかということにつきましては、山口県鳥獣被害防止対策鳥獣被害相談センターのリンクによって、鳥獣対策の状況や手引、マニュアルなどを、市のホームページから見るができるようにしました。それから、国の交付金の活用について、まず、ジビエ関係の活用は、ジビエ関係者の意向を確認した上で、協議会で方針を決定しております。再度、意向変更等がある場合もありますので意向確認をしたいと思っております。それから次に、狩猟学校を受講されている方への国の交付金の活用について、9月には、「実施主体となる協議会が認めた講師が対象である」と御回答しましたが、受講費用や研修費用も対象になることが確認できましたので、おわびして訂正します。ただし、講師同様、実施主体である協議会が認めた場合が対象となります。現在、市では、予算編成中であること、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会は開催されていないことから、現時点では以上となります。また、令和4年度予算に対する附帯決議のありました補助金の支払は、2回以上、一定の期日を定めて行うことについて、年2回の支払を予定しております。現在、4月から狩猟開始までの10月末までを期間として、その期間内の捕獲実績に伴う支払手続を行っております。以上です。

藤岡修美委員長 ただいま、執行部から、経過報告について説明がありましたけれども、委員から何か質疑がありましたらどうぞ。

森山喜久委員 連絡窓口の関係で、実際、日中は市の農林水産課、夕方になれば守衛に電話があって、皆さん方に連絡すると。それは掛かってくるということで間違いはないですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 実際、請願者たちが求められていたのは、直通ダイヤルとか専用ダイヤルがないという話だったと思うんですけど、それは難しいという状況ですか、今のところは。

川崎経済部次長兼農林水産課長 専用ダイヤルとか直通ダイヤルについては今のところ考えておりません。市の代表、若しくは日中であれば農林水産課に連絡いただくということになります。

森山喜久委員 やはり、有害鳥獣の関係に関わっている人は、「農林水産課なんだ。市に電話を掛ければいいや」と分かっていると思うんですよ。でも、初めて見る人とかは、「どこに掛けたらいいんだろう」と。市に電話するにしても、例えば市のホームページを見るけど、「どこにするんだろう」と悩んでいるのが正直なところなのかなと思います。これは、一つの提案です。12月1日から、市の公式LINEを出されましたよね。あの中で、12月1日に、農林水産課が早速、農林水産まつりの開催を出したじゃないですか。あれと同じように、例えば有害鳥獣について、「有害鳥獣を見かけたら」のように、公式LINEで流して、それから今言われたように県のホームページにリンクするなり、市のホームページにやっていくような手段というのは可能ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 御提案ありがとうございます。今LINEもありますので、活用させていただきたいと思います。前回御回答申し上げたのが、8月15日号の広報に合わせて、チラシを各班に回覧しております。そこには、警察署や農林水産課の電話番号を掲載しておりますが、またLINE等も活用して周知を図っていきたいと考えております。

森山喜久委員 是非、市の公式LINEとかホームページで——ホームページも、できればどこかに「イノシシとか猿を見かけたら、ここ」みたいな感じでクリックしてから持っていくようにしたらいいかもしれないんですけど、ただ、やっぱり最初に見るのはホームページのトップページ

じゃないですか。そのトップページで、どこを探せばいいのか分からないのが正直なところだと思うんで、そこで分かるようなホームページにしたり、LINEは先ほど言ったような形でしたりしてもらえたらなと思います。その辺を、また是非検討してもらいたいのと、あと、今、市でできることと協議会でやることの二つのパターンがあると思うんですよね。さっき言った連絡体制の関係で、例えば協議会で専用のスマホとか携帯を持つことは可能なんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会の中にはいろいろな構成メンバーの方がおられます。主に今おっしゃられるのは、その構成メンバーの中でも、農林水産課、猟友会、警察という立場の方だろうと思いますが、協議会では、そういう連絡体制の整備については、特に考えておりません。

森山喜久委員 考えていないのは、なぜですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今のところ、農林水産課、警察に連絡があるので、周知を図っていきたいと思っていますし、連絡があったときに、迅速に対応していきたいと思っています。森山委員がおっしゃられるのは、今後の体制なのかなと思っています。捕獲隊よりも実施隊の体制強化に関わることですので、今すぐそういうものを整備して体制を整えるよりは、迅速な対応に向けての今後の検討課題になろうかと思っています。

森山喜久委員 そうですね、実際、今後のことになる面かなと思うんで、そこらは、また、今後是非お願いしたいと思います。続いて、最後の説明の中で、3月に行った附帯決議では、2回以上支払いましょうということでしたが、まだ支払われていないという理解でよろしいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 実際のところ、支払はまだです。今、手続中です。

森山喜久委員　今までは年に1回で5月、今の状況では来年の5月に支払っていて、今回は12月ないし1月の頭に払ったら、年2回でよかろうという理解ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　はい、これも猟友会の方と話しながら、いつがいいかという協議をして、11月1日からイノシシと鹿の猟が始まりますので、4月から10月末までを一つの区切り、11月1日から3月末までを一つの区切りでの2回払いを考えております。実際に10月末にしてはありますが、各会員の方等が尻尾や書類を整えてこちらに提出され、市でお金を支払うこととなりますので、今その手続中です。

森山喜久委員　できれば、本当早めに支払ってあげたほうが、お互いによろしいのかなと思いますので、その努力はよろしくお願ひしたいと思います。あとジビエ関係の部分で、協議会としてになるのか市としてになるのかが分からないんですけど、ジビエ関係の関係者と余り協議できていないということですか。今からするんですか。どういうイメージかちょっと教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　ジビエの関係者とは、市内にジビエ施設が2か所ありますので、それぞれの方とお話を進めていくようになります。今までは、それぞれの方に、同じように話を進めていって、結果、意向を持って協議会にお諮りしたということになっております。今は、直近が4月頃でしたか、今年度に1回、意向を確認した記憶がありますが、その後、意向を確認しておりません。請願が出まして、内容にジビエ関係のこともいろいろ入ってございましたので、それぞれのジビエの施設の関係者の方に、いま一度意向を確認して、協議会にお諮りしていきたいと思っております。

森山喜久委員　逆に言えば、請願を採択してから、今回の被害防止の関係で言えば、ジビエの関係者と話をしなきゃいけない部分もあったけど、まだ

できていないということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 実際にはジビエの方とお話ししていくのが、ジビエの施設についての事業への取組と後継者や担い手の事業への取組ということが考えられるんですが、これは、もう来年度以降になろうかと思えます。それについてはまだ今確認しなくても十分間に合うと思っておりますので、いずれまた時期を見て意向を確認したいと思っております。

藤岡修美委員長 5時を過ぎましたので、延長宣言をします。

森山喜久委員 ジビエにこだわる理由が、ジビエの加工施設に持ち込んだ場合の捕獲費用の関係とかでも、2,000円以上違ったんじゃないかなと思うんですよ。実際、来年度よりも今年度そういうのができたほうが、狩猟された方々にとっても、少しでも経済的なメリットがあるのかなと思います。尻尾を持ってきてそれでおしまいというよりは、ジビエの加工施設に持って行って、ジビエ処理し、その証明書をもったら、今もらっている7,000円が9,000円になるとかという話なんじゃないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのお話についても、ジビエ処理施設の2人の関係者といいますか、2か所についてお話しさせていただきます。現在、話がまとまり、条件が合った1か所については、ジビエを持ち込んだら7,000円の単価が9,000円になるという取組はしております。これは、9月からの取組として今年度やっております。

森山喜久委員 そういう取組——ただ、整わないから1か所しかできないのかもしれないので難しいんですけど、その辺は公正にできたほうがいいのかと思っています。今回、被害防止計画の関係をずっと言われていたんですよ。それが令和5年度から3か年になるじゃないですか。実際、この被害防止計画自体はもう既に作成されているのか、それとも今作成

中なのか、作成中であればどれぐらいをめどに完成する予定なのか。その辺を教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今作成中です。作成中にはありますが、まだ素案に届くほどの内容ではありません。今年度中に被害防止計画を作成する予定にしております。市が作成した被害防止計画の素案を、有害鳥獣対策協議会の御意見を伺いながら、今年度中に作成していきたいと考えています。そして、来年の4月以降、市のホームページに公表するというスケジュールになります。

森山喜久委員 そのスケジュールを再度教えてもらいたいんですが、市が素案を作成して、協議会に出して、それを県に出すんですか、国に出すんですか。提出期日がどれぐらいなのかも含めて教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 期日については、特に詳細には決めていないんですが、今年度中に被害防止計画を作ります。その作業的なものとしては、素案を市が作って対策協議会に出しますが、被害防止計画に記述されたものが国の交付金で事業を実施できるかどうかもありますので、出す前に県に確認しながら素案を作成していきたいと思っています。それを基に協議会の意見を聞いて、協議会で変更することがあったら変更しますし、変更がなければそれを県に提出することになります。

森山喜久委員 それは今年度中、来年3月終わりまでに出すということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

森山喜久委員 請願書の中に出ていたもう一つ大きな課題は、民間実施隊員をということだ思うんです。そちらの協議の進捗状況はどうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まだ具体的な進捗はありません。進め方とし

たら、市の内部協議の必要性も出てきます。財政課、人事課等の協議、それから、市内にあります二つの猟友会とも協議していくことにもなりますので、進めるに当たっては、ちょっと時間を要することになります。現在はまだそれほど進んでいない状況です。

森山喜久委員 捕獲する人たち、現場で動く人たちが少ない状況、若しくは高齢化により動けなくなってくるという状況であれば、どうしても民間の実施隊員の裾野を広げていかないと、今後の対応が厳しくなると思うんですよね。民間の実施隊員の関係では、山口市とかでは、もう実際に条例化を含めて行っていると話したことがあるかもしれませんが、その辺の情報を県から頂いていませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 県内でも、条例の整備であったり実施隊に民間の方を入れておられたりというところもありますので、その辺の情報収集はしておるところです。

森山喜久委員 是非情報収集や研究をしながら、よりよい方向に向かってほしいなと思います。猟友会の方々が第一線で猟などをされているじゃないですか。けがしたときの対応や保険の対応とかはどうなんですか。教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今は、実際に委託契約をしておりますが、けがをされたときについては、それぞれハンター保険がありますので、それで対応していただくことになっております。

森山喜久委員 その辺は全て委託契約の中でお願いという状況ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 委託契約の条文の中には記述していないんですが、猟友会の方とは、委託契約の中でそういう条件の下、捕獲を実施していただいております。

矢田松夫委員 さっきお話し、ジビエを加工施設に持ち込む分ですよ。2か所のうち1か所しかなかったということですが、それはそれで業者にも都合があるから私が言うことじゃないけど、市役所でも受け付ける、加工施設でも受け付ける、金額が変わってくると。この捕獲場所は、両方とも分かる、はっきりしとるということでいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 捕獲場所については、市内で捕獲された方について、それと猟期以外に駆除の際に市内で捕獲されたものが対象になります。それで猟期の間でも、鳥獣保護区とか、実際に狩猟ができないところがありますが、そこで駆除された場合にも、持ち込まれたら7,000円が9,000円になるという制度です。

矢田松夫委員 もう1回質問しますが、駆除された場所ははっきり確認できると。確認できたものについては奨励金を出すということでもいいんですね。場所ですよ、場所です。

川崎経済部次長兼農林水産課長 捕獲された場所については、市内になります。この確認のことをおっしゃっていると思います。この確認については、捕獲された方が、実際に山の中、現地で写真を撮られますので、その場所については、どこかは分かりませんが、そういう書類をもって市内であるかどうかを確認しております。

矢田松夫委員 しつこいようなけど、もう1回聞きますが、そういう捕獲場所、今聞くとあやふやな言い方なんよね、回答が。あやふやな回答で、奨励金を出すのはもってのほかと思うんですよ、僕は。山はどこでもある。日本全国どこでも山はあるんじゃないからね。市内で捕獲したという確定証拠、これが一番必要なんだけど、今の次長の回答だと、どうもあやふやな。何かのめど、何かの確認、何かの証拠で、山陽小野田市内の山で捕獲したという事実は取らんにゃいけんと思うよ。下関市で捕ってきたの

に「山陽小野田市で捕ったよ」と。じゃあどうですかと。こういうことにならんとするんですよね。私はそこが少し心配なんです。その辺、しっかりせんにゃいけんと思うんです。ちょっと、どうもあやふやだ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 補助金を出すための確認としては、今おっしゃられるように確実にそこで捕ったのか、市内で捕ったのかということは必要であろうかと思いますが、今、国の交付金の中では、求められた資料が、私が申しあげましたように写真だったり黒板に書いたりするもの、それから尻尾、これらを提出いただいて事務局が確認しておると。もうその程度です。それを、もし、委員がおっしゃられるように、現地確認をしないとイケないということになれば、その場に職員が出向いて行って、その場所を確認するというようなことになるでしょうけども、今そこまでは到底できないなと思いますし、国の必要な書類の中で確認させていただくのが、今の制度上では必要な手続かなと思っております。

矢田松夫委員 私が今言うのは、捕獲の数っちゅうんかね、年度によって一気に増えたっちゅうのがあったからです。例えば鹿なんかそんなに山陽小野田市におるかなと思うんで。僕も見ることがないんだよね、山奥におってもやね。まあ、それはええです。それから、その辺はちょっとよう考えちょかんとですね、何でもかんでも持ってくりゃええっちゅうもんじゃないよね。実施隊の設置要綱第3条については、請願者の方から民間隊員を入れてくれという話があったんですよね。取りあえず、今9人の方が市の職員、あるいはOBの方でやっているということで、先ほどの回答によるとやね、前に進んでいない、話合いは持たんにゃいけんけど具体的に行っていないということだったんですが、結局、難しいんですかね。難しいから取りあえず9名入れちよったっちゅう感じですか。じゃなくて、何が難しいんですか。これ、僕はね、第3条を変えるだけやから、変えてやね、市の職員のうちからというところを市の職員のうちから市長が指名っちゅうんかね、指名ですね、「市の職員ほか」でも入れたら、「ほか」っちゅうのを入れたらできると思うんだけど。「ほか」で

すよ。「市の職員ほか」。「ほか」っていう2文字。難しいんかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 条例の改正からすると、今矢田委員がおっしゃられたように、記述を変えればそれでいいのかも分かりませんが、実際に、農林水産課の職員が実施隊になっていきますので、実施隊と捕獲隊が市にあり、対策協議会が駆除をお願いしている体制ということであります。捕獲隊は猟友会から選出された方が、捕獲の許可をもらって市内で捕獲しておられます。その捕獲隊が実施隊の中に入って、非常勤公務員という身分をきちんと取って、例えば日額とか手当なんかも定めていかないといけないですが、そういうことを市の職員ではなく民間の方——民間の方というのが、主に県内では猟友会の方になりますが、市の職員以外の方を入れるのに、市の内部調整とか猟友会とのお話、また、近隣といいますか県内の他市の状況も見ながら進めていくということになりますので、すぐには進まないもので、なかなか時間を要するものであると思っております。今、既に猟友会としては、民間の実施隊に入らなくても、捕獲の許可を持って捕獲しておられるということもありますので、その辺については、制度をしっかりと猟友会の方にもお話ししながら、実際にどういう方が、その実施隊がふさわしいのかということもありますので、その辺についてはしっかりと猟友会の方とも協議しながら内部調整もしていきたいと思っております。

矢田松夫委員 次長が長くしゃべるからもっともらしいように聞こえるけどやね、そういうわけにはいきやあせん。それが、やっぱり民間隊員を入れろっちゅう、請願者の意見が出ちよるわけいね。困難なところがあるのかなと思って。今度選んだら、市長がやね、「それは駄目だ」ということにならんでしょう、せつかく選んだ中で。簡単に言って、簡単に。時間がないから。

川崎経済部次長兼農林水産課長 駆除については、やはりチームワークと申しますか、連携も非常に必要なところがあります。個人プレーでどんどん

やって、けがにつながったり事故につながったりということがあるかも分かりませんので、その辺についてはしっかり猟友会の方と協議しながら進めていきたいと思っています。現に猟友会の方をお願いしておりますが、捕獲隊長を中心に、捕獲隊を形成して、捕獲を実施してもらっているところです。

中島好人委員 あわせて、そうした方を協議会のメンバーに入れると、国の補助が出るという項目があったと思いますけども、その辺との関係はどうなっていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そこについても、しっかり研究してまいりたいと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書、現在、経過報告をしていただきまして、既に取り組んでおられる部分、それからまだこれからという部分があります。執行部におかれましては、何か物事が進んだら、また経過報告をしていただくようお願いしまして、本日の委員会を終わりたいと思います。

---

午後 5 時 1 7 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）1 2 月 2 0 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美